

# 郡山市いじめ防止基本方針

～『どの子どもも思う存分学べる学校づくり』を目指して～



平成26年4月 策定

郡山市教育委員会

(令和7年7月 改定)

## 目 次

はじめに	1
第1章 いじめの防止等に関する基本的な考え方	2
1 いじめの防止等の基本理念	2
2 いじめの定義	3
3 「郡山市いじめ防止基本方針」策定の目的・方針	4
4 いじめの防止等に向けた方針	4
市の責務、学校の責務、保護者の責務	
児童生徒の役割、地域、関係機関の責務	
第2章 いじめの防止等に向けた基本施策	7
1 いじめの防止等に係わる組織	7
2 いじめの防止等に向けた基本施策	8
第3章 いじめの防止等のための学校としての取組	10
1 学校いじめ防止基本方針の策定	10
2 学校におけるいじめの防止等の対策のための組織	11
3 学校におけるいじめに対する措置	12
第4章 重大事態への対応	16
1 重大事態の意味	16
2 重大事態の発生と調査と対応	16
3 報告を受けた市長の再調査	18
4 調査結果を踏まえた対応	18
第5章 その他	19

### 【表紙のポスター】

「いじめ防止等啓発事業」において、明健中学校区（行健第二小学校、明健小学校、小泉小学校、明健中学校）で作成されたいじめ防止啓発ポスター

## ◆ はじめに

いじめは、人として決して許されない行為であるが、同時にどの子どもにも、どの学校でも起こり得るものであることも認識しなければならない。その上で、いじめは、重大な人権侵害であり、「いじめは絶対に許さない」という強い信念をもつことが重要である。

本市は、令和元年7月1日、「SDGs<sup>※1</sup>未来都市」<sup>※2</sup>に選定された。「SDGs」が掲げる「誰一人取り残さない」という理念は、いじめの問題とも密接に関連するものである。

「郡山市いじめ防止基本方針」（以下、「市の基本方針」という。）は、「いじめ防止対策推進法」<sup>※3</sup>（以下、「推進法」という。）第12条の規定に基づき、「いじめの防止等のための基本的な方針」<sup>※4</sup>（以下、「国の基本方針」という。）及び「郡山市子ども条例」<sup>※5</sup>（以下、「市子ども条例」という。）や郡山市いじめ問題対策連絡協議会等条例<sup>※6</sup>（以下、「市いじめ対策条例」という。）の基本理念を参酌し、本市教育委員会及び各学校がいじめの防止等（いじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処をいう。以下同じ。）のための対策を総合的かつ効果的に推進するために策定するものである。

### ※1 「SDGs」

Sustainable Development Goalsの略語。持続可能な開発目標。平成27(2015)年9月に国連で採択され、令和12(2030)年までに達成を目指す17の目標と169のターゲット(具体目標)からなる世界共通課題解決のための目標。

### ※2 「SDGs 未来都市」

SDGsの達成に向けて内閣府が選定する、優れた取組を実施している都市。

### ※3 「いじめ防止対策推進法」

平成25年6月28日に成立し、同年9月28日に施行された。各学校においては、推進法の規定について理解を深めるとともに、学校、教職員の責務として、関係機関との連携を図りつつ、学校全体でいじめ防止及び早期発見に取り組み、いじめに適切かつ迅速に対処することが今まで以上に強く求められ、児童生徒や保護者に向けて、推進法の趣旨を情報発信することも必要となった。

### ※4 「いじめの防止等のための基本的な方針」

平成25年10月11日に、推進法の規定を運用するために策定された。同年9月28日に施行された推進法が3年の経過を目途として検討が加えられたことを受け、平成29年3月14日に改定されるとともに、いじめの重大事態の調査に関するガイドラインが策定された。推進法施行から10年が経過し、調査の実施に係る様々な課題も明らかになっていることから、令和6年8月にガイドラインが改訂された。

### ※5 「郡山市子ども条例」

平成30年3月26日に制定し、同年4月1日から施行された。子どもを支援するための基本理念を定め、市、保護者、市民等、学校等関係者及び事業者の責務を明らかにし、子どもへの支援に関する施策を総合的かつ継続的に推進するための基本となる事項を定めた。

### ※6 「郡山市いじめ問題対策連絡協議会等条例」

令和4年12月16日に公布し、同日施行された。推進法に基づき、本市におけるいじめの防止等の対策等に係る組織の運営に関し必要な事項を定めた。

# 第1章 いじめの防止等に関する基本的な考え方

## 1 いじめの防止等の基本理念

すべての子どもは、社会の宝であり、人類の未来を切り拓く可能性に満ちたかけがえのない存在である。子どもたちは、生まれながらにして、一人一人が人間として尊重され、成長及び発達保障されなければならない。その子どもの心身に深刻な被害をもたらすいじめは、子どもの尊厳を脅かし、著しく人権を侵害するものである。

本市においては、これまで心の教育を重視して、いじめ防止に向けた施策を推進し、命に関わる重大な事案をはじめとするいじめの発生防止に努めてきた。また、令和2年度から本市「学校教育推進構想」※7の新たな柱として「SDGsを郡山の子どもたちから」を掲げ、「誰一人取り残されない」という理念を踏まえ、いじめの問題についても以下の達成目標とそれぞれの視点を意識しながら、指導の充実を図っている。

達成目標	指導の充実を図る視点	達成目標	指導の充実を図る視点
 4 質の高い教育を みんなに	誰もが平等に、思う存分、質の高い教育を受けることができる	 16 平和と公正を すべての人に	暴力や虐待、いじめから誰もが守られ、安全に、安心して学習・生活できる
 10 人や国の不平等を なくそう	弱い立場にある者を守り、差別や偏見がない	 17 パートナーシップで 目標を達成しよう	家庭や地域、校種間、各関係機関等と連携し、協働し合う

しかしながら、いじめはいつでもどこにおいても起こり得るとともに、どの子どもも被害者にも加害者にもなり得るものであり、本市においても例外ではない。

さらに、東日本大震災や福島第一原子力発電所事故、新型コロナウイルス感染症対策等による生活環境・生活様式の変化が子どもたちにストレスを与え、そのストレスがいじめ等の問題行動を引き起こす原因になる可能性もある。

いじめは命に関わる重大な問題であり、いじめを防止することは、子どもの命を守ることにもつながる。いじめを防止し、次代を担う子どもが健やかに成長し、安心して学ぶことができる環境を整えることは、全ての市民の責務である。

そこで、本市におけるいじめの防止等の基本となる考え方を次のとおり示す。

- (1) いじめは、どの子にも、どの学校、どの場所でも起こり得るものであるとともに、気づきにくいところで行われることが多く、発見しにくいものである。
- (2) いじめは、重大な人権侵害であり、人として決して許されない行為であるとともに、その態様により、暴行、恐喝、強要等の犯罪行為にもなり得るものである。
- (3) いじめは全ての子どもに関係する問題であり、いじめが許されない行為であることについて、子どもが十分に理解できるようにすることが重要である。
- (4) いじめの問題の克服は、学校だけで完結するものではなく、家庭・地域・関係機関等が一体となって取り組むことにより、初めて可能となるものである。

※7 「学校教育推進構想」

本市教育振興基本計画に基づき、本市教育委員会における学校教育推進に係る施策及び各種事業等を集約し、示すもの。

## 2 いじめの定義（推進法第2条）

「いじめ」とは、「児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの。」とする。なお、起こった場所は学校の内外を問わない。

### 《資料》

#### ◇ 「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査（文部科学省）」における「いじめの定義の変遷」

##### 【昭和61年度からの定義】

「いじめ」とは、「自分より弱い者に対して一方的に、身体的・心理的な攻撃を継続的に加え、相手が深刻な苦痛を感じているものであって、学校としてその事実（関係児童生徒、いじめの内容等）を確認しているもの。なお、起こった場所は学校の内外を問わないもの」とする。

##### 【平成6年度からの定義】

「いじめ」とは、「自分より弱い者に対して一方的に、身体的・心理的な攻撃を継続的に加え、相手が深刻な苦痛を感じているもの。なお、起こった場所は学校の内外を問わない。」とする。

なお、個々の行為がいじめに当たるか否かの判断を表面的・形式的に行うことなく、いじめられた児童生徒の立場に立って行うこと。

※「学校としてその事実（関係児童生徒、いじめの内容等）を確認しているもの」を削除

※「いじめに当たるか否かの判断を表面的・形式的に行うことなく、いじめられた児童生徒の立場に立って行うこと」を追加

##### 【平成18年度から平成24年度までの定義】

「いじめ」とは、「当該児童生徒が、一定の人間関係のある者から、心理的、物理的な攻撃を受けたことにより、精神的な苦痛を感じているもの。」とする。

なお、起こった場所は学校の内外を問わない。

※「一方的に」「継続的に」「深刻な」といった文言を削除

※「いじめられた児童生徒の立場に立って」「一定の人間関係のある者」「攻撃」等について、注釈を追加

#### ◇ 平成25年に施行された推進法及び国の基本方針における「いじめの定義」の解釈

- ① 文部科学省定義の「心理的、物理的な攻撃」を「心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）」とし、より幅広くいじめを規定している。
- ② 具体的ないじめの態様には、以下のようなものがあることを例示した。
  - ア 冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
  - イ 仲間はずれ、集団による無視をされる
  - ウ 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
  - エ 金品をたかられる
  - オ 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
  - カ 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
  - キ パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる 等
- ③ 上記の「いじめ」の中には、犯罪行為として取り扱われるべきと認められ、早期に警察に相談することが重要なものや、児童生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるような、直ちに警察に通報することが必要なものが含まれる。

### 3 「郡山市いじめ防止基本方針」策定の目的・方針

#### (1) 市の基本方針策定の目的

市の基本方針は、第一章の基本理念のもと、市、学校、保護者、地域住民、関係機関等が、それぞれの役割を自覚し、相互に協力し合いながら、いじめの防止等を主体的に社会全体で進め、推進法に規定されたいじめの防止及び解決を図るための基本事項を定めること等により、市全体で子どもの健全育成を図り、いじめのない社会の実現を目指す。

#### (2) 市の基本方針策定の方針

- ① 推進法及び国の基本方針、市子ども条例や市いじめ対策条例を踏まえ、本市のいじめの実態に即した具体的ないじめの防止等への取組を策定する。
- ② 本市教育委員会の施策等をいじめ防止等の対策の視点から見直すとともに、施策間の有機的な関連を図り、総合的かつ効果的な対策が講じられるようにする。
- ③ 各学校の実態把握に努めるとともに、いじめの防止等に向けた各学校の実効的な取組を積極的に支援する。その際には、本市教育委員会の各課及び相談機能をもつ総合教育支援センター、研修機能をもつ教育研修センター等との連携・協働により学校支援に当たるものとする。
- ④ 家庭、地域、及び関係機関等への啓発活動を充実させ、連携・協働する体制を構築し、社会全体でいじめ防止対策が講じられるようにする。
- ⑤ 市の基本方針が、本市の実情に即して機能しているかを点検し、必要に応じて見直しを図ることができるようにする。

### 4 いじめの防止等に向けた方針

いじめの防止等に向け、社会全体でいじめの起きない環境・風土づくりに努める。また、いじめを察知・認知した場合は適切かつ迅速に対処することが重要である。その実現のためには、社会全体でそれぞれの立場等における責務についての啓発に努めるとともに、それぞれがその責務を果たすことにより、子どもの健やかな成長を支えていくことが大切である。

#### 【市の責務】

- (1) 市は、児童生徒をいじめから守るため、いじめの防止等に関する基本的な方針を定め、これに基づき、いじめの防止及び解決を図るための必要な施策を総合的に策定し、実施する。
- (2) 市は、学校におけるいじめの実態の把握に努めるとともに、いじめに関する報告を受けた場合、適切かつ迅速に、いじめを防止するための必要な措置を講じる。
- (3) 市は、いじめの防止、いじめを受けた児童生徒に対する適切な支援、いじめを行った児童生徒に対する指導等を行うため、いじめに関する相談体制の充実及び学校、家庭、地域、関係機関等の連携の強化等、その他必要な体制の整備に努めるとともに、各学校の取組を積極的に支援する。
- (4) 市は、教職員がいじめの問題に対して、適切な対応ができるよう、資質向上のための教職員研修の充実を図る。
- (5) 市は、いじめの実態、背景や要因、いじめ防止等の方策について、関係機関や専門家等と連携して、調査研究を実施し、その成果を普及する。
- (6) 市は、児童生徒が安心して学校生活を送れるよう、いじめの防止等に向けて必要な啓発活動を行う。

## 【学校の責務】

- (1) 学校は、学校の全教育活動を通して、全ての児童生徒が安心して学校生活を送ることができる学校づくりを目指す。
- (2) 学校は、児童生徒のよりよい人間関係を構築できるよう、必要な取組を行うとともに、児童生徒自身がいじめについて主体的に考え行動できるよう、指導・支援する。
- (3) 学校は、いじめは、どの学校にも、どの学級にも、どの子にも起こり得ることを強く意識し、いじめを未然に防止し、いじめを把握した場合には、早期に解決できるよう、保護者、地域、関係機関等と連携し、情報を共有しながら指導に当たる。
- (4) 学校は、いじめを絶対に許さないこと、いじめを受けた児童生徒を守り抜くことを表明し、いじめへの対応等に、校長のリーダーシップのもと迅速かつ組織的に取り組む。
- (5) 学校は、相談体制を整備するとともに、児童生徒に対して定期的なアンケート調査や個別面談等を実施するなど、学校組織をあげて児童生徒一人一人の状況の把握に努める。
- (6) 学校は、学級活動や児童会・生徒会活動等を通して、児童生徒による主体的ないじめ問題への取組の充実を図るなど、いじめ防止に関する啓発活動を行う。
- (7) 学校は、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等の心理や福祉の専門家等を活用し、教職員のカウンセリング能力やいじめの問題への対応能力等の向上を図るための校内研修を推進する。
- (8) 学校は、SNS※<sub>8</sub>上などにおけるインターネットを介したいじめ防止対策として、関係機関等との連携を図った教職員の研修及び児童生徒、保護者への啓発活動を行う。

### ※8 「SNS」

ソーシャル・ネットワーキング・サービスの略。インターネットを介して人間関係を構築できるスマートフォンや携帯電話、パソコン等用のサービスの総称。

## 【保護者の責務】

- (1) 保護者は、いじめが許されない行為であることを児童生徒に十分に理解させ、どの児童生徒も、いじめの加害者にも被害者にもなり得ることを意識し、いじめたり、いじめに加担したりしないよう指導に努める。
- (2) 保護者は、日頃からいじめ被害等の悩みがあった場合は、周囲の大人に相談するよう働きかける。
- (3) 保護者は、学校や地域の人々など、児童生徒を見守っている大人との情報交換に努めるとともに、いじめ根絶のために協働して取り組む。
- (4) 保護者は、いじめを発見し、または、いじめの恐れがあると思われるときには、速やかに学校、関係機関等に相談または通報する。

## 【児童生徒の役割】

- (1) 児童生徒は、自己の目標を達成するために、何事にも精一杯取り組むとともに、他者に対しては思いやりの心もち、自らが主体的にいじめのない環境・風土づくりに努める。
- (2) 児童生徒は、いじめを受けた場合には、一人で悩まず、家族、学校、友達又は関係機関等に相談するとともに、周囲にいじめがあると思われるときは、当該児童生徒に声をかけたり、周囲の大人等に積極的に相談したりする。

### 【地域、関係機関の責務】

- (1) 地域、関係機関は、本市の児童生徒が安心して生活できる環境づくりに努める。
- (2) 地域、関係機関は、地域の児童生徒の成長、生活に関心をもち、いじめの兆候等が見られるときは、関係する保護者、学校、関係機関等に積極的に情報提供するとともに、連携していじめの防止に努める。
- (3) 地域、関係機関は、地域行事等に児童生徒が主体性をもって参加できるよう配慮する。



## 第2章 いじめの防止等に向けた基本施策

### 1 いじめの防止等に関わる組織

市いじめ対策条例により、以下の3つが組織される。

#### (1) 郡山市いじめ問題対策連絡協議会 (推進法第14条第1項、市いじめ対策条例第2条)

いじめの防止等に関係する機関及び団体が、いじめ問題に連携して対応するために、本市教育委員会の附属機関として設置され、年2回開催する。

当該協議会の機能は、以下のとおりである。

- ① 市の基本方針について共通理解を図り、関係機関等が、共通認識のもといじめ防止等に積極的に取り組めるようにする。
- ② 各関係機関の役割や連携のあり方等について検討し、いじめ問題の対応の際に適切かつ迅速に関係機関等が連携を図ることができる体制をつくる。

【構成機関】14名以内

郡山警察署、郡山北警察署、県中児童相談所、保護司会、保健所、医師会、  
こども家庭課、弁護士会、法務局、  
市PTA連合会、小・中学校長会、小・中学校長会生徒指導部会

#### (2) 郡山市いじめ問題調査委員会 (推進法第14条第3項、第28条第1項、市いじめ対策条例第12条～14条)

本市教育委員会の附属機関として設置され、各学校からのいじめの報告や相談を受け、市教育委員会が必要と認めた場合や、重大事態が発生した場合等、案件ごとにその対応や調査のために委員会を開催する。

委員として、専門的な知識及び経験を有する第三者を委嘱し、公平性・中立性を確保する。

当該委員会の機能は、以下のとおりである。

- ① 本市教育委員会の求めに応じ、市の基本方針に基づくいじめ防止等のために有効な対策等を検討する。
- ② 推進法第24条の規定により、本市教育委員会が行った調査に対して、いじめの原因や背景、当該児童生徒の状況、学校の対応等、事実関係を明確にするための意見を述べることができる。
- ③ 推進法第28条に規定する重大事態に係る事実を明確にするための調査を行うことができる。

【構成員】6名以内

法律、医療、心理、福祉等に関し、学識経験を有する者

#### (3) 郡山市いじめ問題再調査委員会 (推進法第30条第2項、市いじめ対策条例第23条)

市長の附属機関として設置される。郡山市いじめ問題調査委員会等によるいじめの重大事態の調査結果は市長に報告され、市長は再調査が必要と認める場合に再調査を実施する。

## 2 いじめの防止等に向けた基本施策

日頃から学校の実情把握に努めるとともに、いじめの未然防止及び早期発見・早期対応に向けた学校の取組を積極的に支援する。また、学校、家庭、地域、関係機関等の連携の調整・強化、その他必要な体制の整備に努める。

### (1) いじめの防止についての施策

「学校におけるいじめ防止に向けた取組内容は、以下のとおりである。」

- ① わかる授業の実現による確かな学力の育成と、生徒指導の機能を生かした個に応じたきめ細かな指導の充実により、「生きる力」の育成を図る。
- ② 児童生徒一人一人の居場所がある学級経営の推進を図る。
- ③ 生命の尊重や思いやりの心を育む道徳教育の充実を図る。
- ④ 豊かな人間性や社会性を育成する体験活動の充実を図る。

「上記①～④の推進に向け、本市教育委員会では、次の支援を行う。」

- ⑤ 教育研修センター等でのいじめに関する研修を充実させ、教職員の専門的な知識や対応能力の向上を図る。
- ⑥ 教育研修センターにおける情報モラル教育講座等の実施や情報モラルに関するリーフレットの作成・活用等を通して、SNS上などにおけるインターネットを介したいじめへの対応など、情報モラル教育の充実を図る。
- ⑦ いじめ防止に向けた児童生徒の主体的な活動の充実を図るとともに、児童生徒をいじめから守り、社会全体でいじめ防止に取り組むことへの理解及び協力を求めるため、5月を「いじめ防止啓発月間」とし、学校・家庭・地域等の連携による啓発活動に取り組む。  
ア 全校集会、児童会・生徒会活動（委員会活動）等による防止啓発活動  
イ ウェブサイトや学校だより、PTA会報等を活用した家庭、地域等への情報発信
- ⑧ 郡山市いじめ問題対策連絡協議会及び郡山市いじめ問題調査委員会、関係機関等と連携して、いじめの実態、いじめの背景や要因、いじめ防止等のための方策等について、調査研究を実施し、その成果の普及を図る。

### (2) いじめの早期発見についての施策

- ① 「いじめ対応マニュアル」を作成し、その活用を通して、いじめの早期発見を図る。
- ② いじめの実態把握のために、各学期（年3回）「いじめ・人間関係のトラブルなどにかかる調査」や学校訪問の実施等を通じて、実態の的確な把握に努める。
- ③ スクールカウンセラーによる相談活動の充実を図るとともに、教育・福祉・法律・警察等の電話相談の相談窓口等について、児童生徒、保護者、教職員等に対し周知徹底を図る。

### (3) いじめへの対処についての施策

- ① 状況に応じて、「郡山市いじめ問題対策連絡協議会」を開催し、関係機関が情報を共有し、役割分担を明確にしながら連携して学校を支援する。
- ② 「いじめ対応マニュアル」の活用により、いじめ問題への適切な対応を図る。
- ③ いじめ問題について指導上困難な課題を抱える学校に対して、指導主事、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、専門指導員等を派遣し、重点的な指導、

助言、援助を行う。

- ④ いじめを受けている児童生徒については、必要に応じて、学校との協議を進め、区域外就学等、弾力的な措置を講じる。
- ⑤ いじめを行っている児童生徒の改善が困難な場合には、校長の判断を尊重しつつ、保護者等からの意見聴取を十分に行った上で、いじめの状況に応じて、心理的な孤立感、疎外感を与えないよう一定の教育的配慮の下、次のような段階的な措置を講じる。その際、「郡山市いじめ問題対策連絡協議会」での審議に付すことも考慮する。
  - ア 一定期間、校内において他の児童生徒と異なる場所で特別な指導計画を立てて指導する。
  - イ 一定期間、総合教育支援センターにおいて通級指導を行う。
  - ウ 一定期間、出席停止の措置を講じる。(出席停止の運用については、市管理規則に基づく)
    - ※ 当該児童生徒に対する懲戒という観点からではなく、他の児童生徒の安全や教育を受ける権利を保障するとともに、当該児童生徒に対する学習の支援といった教育上の措置を講じるなど、当該措置の目的や運用に当たっての配慮事項を踏まえ、「一定期間」とは、可能な限り短い期間とする。

#### (4) いじめのない社会を実現するための施策（家庭・地域・関係機関との連携）

- ① より多くの大人が児童生徒の悩みや相談を受け止めることができるようにするため、PTA、学校評議員、地域の関係団体等との連携促進や、学校支援地域本部、放課後児童クラブなど、学校と地域、家庭が組織的に連携・協働する体制を構築する。
- ② 地域サポートチームや地域との連携における諸事業において、いじめ問題への取組の重要性の認識を広め、家庭や地域の取組を推進するための啓発・広報活動を積極的に行う。
- ③ 児童生徒をいじめから守り、社会全体でいじめ防止に取り組むことへの理解及び協力を求めるため、5月を「いじめ防止啓発月間」とし、啓発活動に取り組む。
- ④ 啓発用リーフレットの作成・活用を図る等、いじめ問題の解決のために、家庭、地域、関係機関との適切な連携協力を図る。
- ⑤ 犯罪行為として取り扱われるべきと認められるいじめ事案については、教育的な配慮や被害者の意向を踏まえた上で、早期に警察に相談・通報のうえ、警察と連携して対応する。

#### (5) 学校評価・教員評価

- ① 各学校が定期的に行う学校評価や校長が教職員に対して行う人事評価制度<sup>※9</sup>を活用した教員評価等において、教職員のいじめ問題に対する取組状況や設定目標の達成状況の評価を実施し、改善が図られるようにする。また、市教育委員会が実施する校長・副校長・教頭面談や学校訪問等の機会をとらえ、必要な指導・支援を行う。

##### ※9 「人事評価制度」

教職員の能力開発、教育活動の充実、組織の活性化に資するため、教職員一人一人が自校の教育目標等を踏まえて自己目標を設定し、各自が設定した目標についての評価である「実績評価」と、あらかじめ設定してある評価項目についての評価である「能力評価」の2つについて、自己評価及び評価者による評価を行う制度

- ② 評価の際には、いじめの有無やその多寡のみを評価するのではなく、日頃からの児童生徒の理解、未然防止や早期発見、いじめが発生した際の問題を隠さず、迅速かつ適切な対応、組織的な取組等を評価するよう、各学校に指導・助言する。

## 第3章 いじめの防止等のための学校としての取組

学校は、いじめの防止等のため、「学校いじめ防止基本方針」（以下、「学校基本方針」）に基づき、いじめの防止等の組織を中核として、校長の強力なリーダーシップの下、全教職員が一致協力して、教育委員会や保護者、地域、関係機関等と適切に連携し、学校の実態に応じた対策を推進する。

### 1 学校いじめ防止基本方針の策定（推進法第13条）

#### (1) 学校基本方針に関する基本的な考え方

- ① 学校が作成する基本方針は「いじめの未然防止」に始まり、「早期発見」（いじめの兆候を見逃さない・見過ごさないための手立て）、「適切かつ迅速な対処を行う」（発見したいじめに対する対処）までの一連の内容とする。
- ② 基本方針は、実効性をもつよう具体的な実施計画や実施体制について決める、「行動計画」である。
  - ア 未然防止から対処に至る一連の取組と「年間計画」、取組を実施する「組織」等、具体的な行動場面を想定した計画となるようにする。
  - イ いじめの防止等に対する具体的な取組について、時期、対象学年、回数等を記載する。
- ③ これまでの学校の方針や取組を定期的に見直し、足りない点を補うなど現状を踏まえた新たな方針の策定を行う。同時に、策定作業を通して、すべての教職員の意識の高揚を図るとともに、組織的・計画的にいじめに取り組む学校体制を構築していく。

#### (2) 学校基本方針が具備すべき内容

- ① 包括的な取組の方針、具体的な指導内容のプログラム化（学校の教育活動全体を通じて、いじめ防止に資する多様な取組が体系的・計画的に行われるようにするため）
- ② いじめ問題に取り組む体制（組織）、組織的対応の流れ
- ③ 校内研修等、いじめへの対応に係る教職員の資質向上を図る取組
- ④ チェックリストの作成・活用等、いじめ防止等に対する取組方法等を具体的に定め、それらを徹底するための取組
- ⑤ 学校基本方針が、学校の実情に即して機能しているかを点検し、見直しを図る PDCA サイクル（取組評価アンケートの実施等）
- ⑥ いじめの防止等に係る年間計画
  - ア 組織の会議
  - イ 校内研修会
  - ウ いじめ実態把握アンケート調査、教育相談の期間・方法・内容
  - エ 全校集会、学年集会等の啓発活動
  - オ 道徳教育、人権教育、体験的活動 等
- ⑦ 未然防止、早期発見、早期対応に関する具体的な取組
- ⑧ SNS 上などインターネットを介したいじめへの対応
  - ア 授業における情報モラル教育の実践
  - イ 児童生徒や保護者を対象とした講習会、教員研修の開催

- ウ 情報教育年間計画への確実な位置付け
- エ PTA 総会、保護者会等の機会をとらえた保護者への協力依頼
- オ 情報収集の方法  
(学校非公式サイトの定期的な確認、アンケート調査項目への記載等)
- カ インターネットを介したいじめが発見された場合の対応  
(警察、法務局等の関係機関との連携、管理者への削除依頼等)
- ⑨ 家庭・地域・関係機関との連携 等

### (3) 学校基本方針作成上の留意点

- ① 全教職員でいじめ問題に取り組む契機とする。
- ② 方針の策定のみを目的とするのではなく、方針を策定していく過程で、
  - ア 自校の課題がどのようなところにあるのかを洗い出し、
  - イ そうした課題に対して組織的かつ計画的に、
  - ウ また教育課程、児童生徒の発達段階を見渡して体系的に、
  - エ 教職員はもとより児童生徒や家庭、地域も巻き込む形で、
  - オ 児童生徒を守り育てていける学校を構築すること、
  - カ それによって実際に児童生徒のいじめを減らすこと、
  - キ そのために必要となる学校関係者の認識の共有と徹底を図ること
 等を目的として策定作業を進める。
- ③ 策定した基本方針は、学校だよりやウェブサイト等で公開する。

## 2 学校におけるいじめの防止等の対策のための組織（推進法第 22 条）

### (1) 組織構成の考え方

- ① いじめ防止や早期発見、いじめへの対処の中核となる組織として機能する体制を、学校の実情に応じて決定する。また、個々の場面に応じ、関係ある教職員を追加するなど、柔軟に組織化を図る。
- ② 「生徒指導委員会」、「校内いじめ対策委員会」等、既存の組織を機能させてもよい。生徒指導の根幹をなす組織であることを踏まえる。（名称は各学校の判断による）
- ③ 適切に外部専門家の助言を得ながら機動的に運用できるよう工夫する。（心理や福祉の専門家、弁護士、医師、教員・警察経験者等）
  - ア スクールカウンセラー及び地域サポートチーム等の人材の活用を図る。
  - イ 人材確保が困難な場合、中学校区内の学校及び隣接した学校との連携や市からの派遣（スーパーバイザーやスクールソーシャルワーカー等）等により、学校が適切に対応する。

### (2) 組織の役割

- ① 基本方針に基づく取組の実施、具体的な年間計画の作成・実行・検証・修正の中核としての役割
- ② いじめの相談・通報の窓口としての役割
- ③ いじめの疑いに関する情報や児童生徒の問題行動などに係る情報の収集と記録、共有を図る役割
- ④ いじめの疑いに係る情報があった場合、緊急会議を開き、情報の迅速な共有、関係ある児童生徒への事実関係の聴取、指導や支援の体制・対応方針の決定・保護者との連携といった対応を組織的に実施するための中核としての役割
- ⑤ 重大事態の調査のための組織の母体としての役割 等

### 3 学校におけるいじめに対する措置（推進法第23条）

#### (1) いじめの防止について

いじめ問題においては、いじめが起こらない学級・学校づくり等、未然防止への取組が最も重要である。児童生徒の好ましい人間関係を築き、豊かな心を育てる「いじめを生まない土壌づくり」に取り組むために、各学校における予防的、開発的な取組を充実させるとともに、いじめを防止する重要性等についての啓発活動を行う必要がある。

- ① 教職員全員の共通理解による取組
  - ア いじめの態様、原因・背景、具体的な対策等について、職員会議、校内研修等で周知し、教職員全員の共通理解を図るとともに、児童生徒に対しても、集会活動や学級活動等で、日常的にいじめの問題に触れ、「いじめは人間として絶対に許されない」という雰囲気为学校全体で醸成する。
  - イ 自ら課題を見つけ、自ら考え、判断し、表現する授業〔自己決定の場の設定〕、児童生徒一人一人を大切に、学ぶ楽しさや成就感を味わわせる授業〔自己存在感の体得〕、互いを認め合い、学び合う授業〔共感的人間関係の育成〕等、生徒指導の機能を生かした「わかる・できる授業」を実践する。
  - ウ 「いじめを受けた側にも問題がある」などの教職員の不適切な認識や言動により、児童生徒を傷つけたり、他の児童生徒によるいじめを助長したりすることがないように、指導の在り方に細心の注意を払う。
- ② 道徳、体験活動等を通じた取組
  - ア 全教育活動を通じて道徳教育や人権教育を充実させ、児童生徒一人一人に思いやりや自他の生命を尊重する心情や態度を育成する。
  - イ 体験活動等の充実を図ることにより、児童生徒一人一人に自己存在感や自己有用感を味わわせるとともに、いじめ問題を自分のこととして考え、自ら行動できる集団づくりに努める。
- ③ 児童生徒の自主的な取組及び啓発活動
  - ア 標語募集、ポスター・新聞の作成、いじめ追放キャンペーン、全校集会でのいじめ撲滅アピール等、児童会、生徒会などによる児童生徒による主体的ないじめ問題への取組を充実させる。
  - イ ウェブサイトや学校・学年だよりによる啓発・広報活動等を行う。
- ④ 保護者、関係機関との連携による取組
  - ア 授業参観において、いじめ防止に関連した道徳や特別活動等の授業を公開する。
  - イ PTAの各種会議や保護者会、保護者研修会等において、いじめの実態や指導方針などの情報を提供し、意見交換する場を設ける等により、いじめの防止、早期発見等に努める。
- ⑤ その他の取組

その他、学校の実態に応じて、いじめの防止に向けた取組を計画的・継続的に実施する。

## (2) いじめの早期発見について

### ① 日常の観察

- ア 教職員は感性を生かし、児童生徒の小さな変化や危険信号を見逃さない。特に、通常とは異なる言動や姿を見たときには、見逃すことなくその時点で事情を聴く。また、児童生徒から事情を聴くときは、特定の児童生徒の言い分だけで判断することなく、正確な情報収集に努める。
- イ 児童生徒の欠席状況の確認、ノート・日記の記入状況等により児童生徒の実態把握に努める。
- ウ 児童生徒と教員の信頼関係の構築に努め、児童生徒からいじめの早期発見につながる情報が得られるようにする。

### ② 情報交換

- ア 学級担任をはじめ、教科担任や部活動顧問等、児童生徒の変化やいじめに気付いた教職員は一人で抱え込まず、教職員相互で積極的に情報交換する。
- イ 校内組織（いじめ対策委員会等）で情報共有し、推進法第2条のいじめの定義を参考に、いじめかどうか適切に判断する。
- ウ 教職員個人でいじめではないと対応不要の判断をせず、進んで報告・相談する。
- エ 教職員間での情報共有が可能となるように、アセスメントシートなどを活用して情報や対応方針の「可視化（見える化）」を図る。

### ③ アンケート調査、教育相談等

- ア 児童生徒への定期的なアンケート調査（学期に1回以上実施）により実態把握に努める。また、保護者に対しては、家庭訪問、教育相談、アンケート調査等を通して、情報収集に努める。なお、アンケート実施後には、速やかに内容の確認とダブルチェック（人を変えて、複数人で再確認する）を行い、少しでもいじめに関係すると思われる内容が見いだされたときは、時を置かず対応する。
- イ 日頃から児童生徒や保護者が相談しやすい雰囲気醸成するとともに、計画的な個人面談や、養護教諭、スクールカウンセラー等との連携による教育相談の充実を図る。

### ④ 保護者や地域、関係機関等との連携

- ア 授業参観やPTAの行事、電話・家庭訪問等により保護者と連携し、児童生徒の変化を見逃さず、情報を共有する。
- イ 補導活動や地域の行事等の機会を捉えて、地域や関係機関との情報交換に努める。

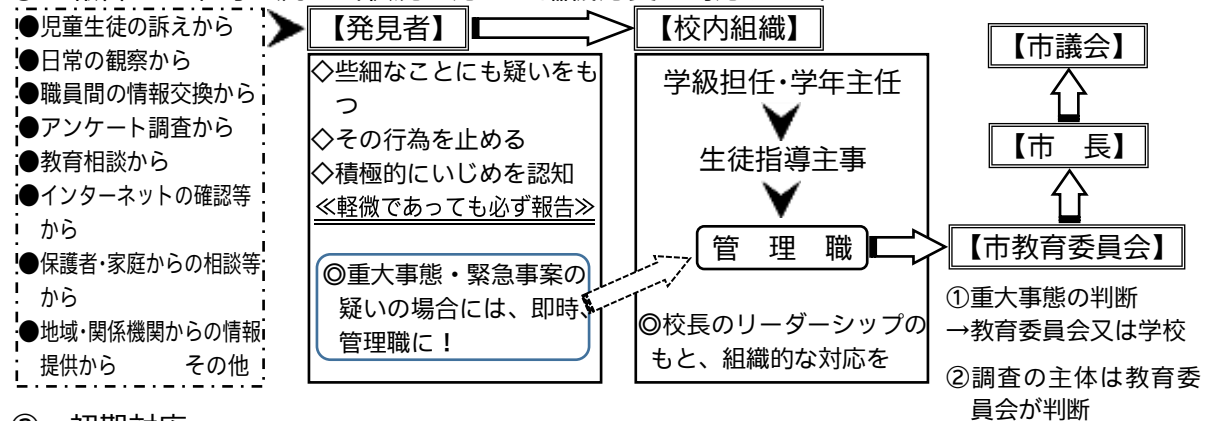
### ⑤ その他

- ア 困難を抱えた児童生徒が、セルフモニタリング等の解決方法を具体的に学ぶ「SOSの出し方に関する教育」を児童生徒の実態や発達段階を考慮しながら、小学校第5学年から中学校第3学年においては少なくとも年1回実施する。
- イ その他、学校の実態に応じて、いじめの早期発見に向けた実効的な取組を実施する。

### (3) いじめへの対処について

いじめの兆候を発見した時は、問題を軽視することなく、早期に適切に対応することが大切である。いじめ問題が生じたときには、正確な事実確認に基づき、いじめられている子どもの苦痛を取り除くことを最優先に適切かつ迅速な対応を行うとともに、解決に向けて担任等が一人で抱え込まず、学校全体で組織的に対応することが重要である。さらに、学校だけでは解決できない問題も増加しており、早い段階からの関係機関との連携も必要である。

#### ① 報告の基本的な流れ（状況に応じて臨機応変に対応する。）



#### ② 初期対応

- ア いじめやいじめと疑われる行為を発見した場合、その場でその行為を止める。
- イ 些細な兆候であっても、見逃すことなく早い段階からの的確に関わりをもつ。
- ウ 発見・通報を受けた教職員は問題を一人で抱え込まず、管理職等への報告・連絡・相談を確実に行之、情報を共有する。
- エ 関係した児童生徒双方からの事実確認を行い、正確な事実把握に努める。（児童生徒の個人情報等の取扱い等、プライバシーの保護には十分に留意する。）

#### ③ 早期解決に向けた主な対応【校内組織（いじめ対策委員会等）での対応】

- ア 校長のリーダーシップのもと、情報を共有し、役割を分担して取り組む。
- イ いじめを受けた児童生徒、いじめを行った児童生徒に対する指導、支援を状況に応じて的確に行う。（④、⑤、⑥を参考にする。）
- ウ スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの活用、関係機関等との連携を図る。
- エ 法を犯す行為がともなう場合は、早期に警察等に相談し協力を求める。

#### ④ いじめを受けた児童生徒への主な対応

- ア 事実確認とともに、当該児童生徒の気持ちを受け止め、共感することで心の安定を図る。また、「最後まで守り通すこと」「秘密を守ること」を伝えるとともに、自信をもたせる言葉かけなどにより、自尊感情を高めるよう配慮する。
- イ 保護者に対しては、いじめを発見したその日のうちに家庭訪問等を行い、事実関係を直接伝えるとともに、学校の指導方針を伝え、今後の対応について協議する。

#### ⑤ いじめを行った児童生徒への主な対応

- ア いじめた気持ちや状況等について十分に聴取するとともに、児童生徒の背景にも目を向ける。また、心理的な疎外感を与えないようにするなど一定の教育的配慮の下、毅然とした対応と粘り強い指導を行い、いじめは人間として決して許されない行為であることを認識させる。
- イ 保護者に対しては、正確な事実関係を説明し、いじめは決して許されない行為



であるという毅然とした姿勢を示し、事の重大さを認識させ、家庭での指導を依頼する。また、児童生徒の変容を図るために、今後の関わり方等を一緒に考え、具体的な助言をする。

⑥ いじめが起きた集団への主な対応

ア 当事者だけの問題にとどめず、学級及び学年、学校全体の問題として考え、いじめの傍観者からいじめを抑止する仲裁者への転換を促す。

イ いじめを訴えることは、正義に基づいた勇気ある行動であることも理解させる。

⑦ 再発防止に向けた主な対応

ア いじめの発生を契機として、事例を検証し、再発防止・未然防止のために日常的に取り組むことを洗い出し、基本方針（行動計画）を見直し、いじめのない学校づくりに努める。

⑧ SNS 上などインターネットを介したいじめへの主な対応

ア 教職員は、研修等によりインターネットの特殊性による危険性を十分に理解した上で、インターネット上のトラブルについて最新の動向を把握し、情報モラルに関する指導力の向上に努める。

イ 掲示板等への誹謗・中傷等の対応は、次のような手順で行う。

i 書き込みのあった掲示板等の URL を控え、書き込みをプリントアウトするなどして内容を保存する。（プリントアウトが困難な場合にはタブレット端末等で撮影する、画面をスクリーンショットで保存する等）

ii 掲示板等の管理者に削除依頼を行う。（管理者にメール送信）

iii 削除されない場合、警察や法務局に相談する。

ウ インターネットを介したいじめの防止には、保護者の協力が不可欠であることから、保護者会や研修会等の機会をとらえ、フィルタリングの設定等の予防策や家庭におけるルールづくり等、啓発活動を強化する。

⑨ その他

その他、学校の実態に応じて、いじめへの対処について実効的な取組を実施する。

## 第4章 重大事態への対応（推進法第28条～31条）

### 1 重大事態の意味

「重大事態」とは、

- いじめにより児童生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認められたとき（生命・心身・財産重大事態）
  - ※ 「生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑い」の捉え方
    - ・児童生徒が自殺を企図した場合、身体に重大な傷害を受けた場合、金品等に重大な被害を受けた場合、精神性の疾患を発症した場合等を想定
- いじめにより児童生徒が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認められたとき（不登校重大事態）
  - ※ 「相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑い」の捉え方
    - ・年間30日を目安。一定期間連続して欠席しているような場合などは、迅速に調査に着手する。
    - ・調査、指導等の結果、学校においていじめをやめさせることができない、または、再発のおそれが強くあるため欠席する場合等を想定

### 2 重大事態の発生と調査と対応

#### (1) 重大事態の発生の報告

- ① 学校から教育委員会に報告し、教育委員会から市長に報告する。
- ② 児童生徒や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申立てがあった場合、その時点で学校が「いじめの結果ではない」「重大事態とはいえない」と考えたとしても、重大事態が発生したものとして報告・調査等にあたる。

#### (2) 重大事態の調査の主体

- ① 重大事態が発生した場合、教育委員会又は学校が、速やかに事実関係を明確にするための調査を行う。
- ② 重大事態調査は、教育委員会又は学校が行い、主体の判断は教育委員会が行う。  
なお、不登校重大事態については学校が調査主体となることを原則とする。
- ③ 学校が主体となって調査を行う場合、教育委員会が支援する。
- ④ 学校の調査では十分な結果を得られないと判断される場合や学校の教育活動に支障が生じる恐れがある場合には、教育委員会が主体となって調査を行う。
- ⑤ 教育委員会が主体となり調査を行う場合、市いじめ対策条例に基づき調査を実施する。

#### (3) 詳細な事実関係を明確にするための調査

- ① 調査は、公平性・中立性を確保し、被害児童生徒・保護者の「何があったのかを知りたいという切実な思い」を理解した上で、いじめの事実の全容を解明する。
- ② 「事実関係を明確にする」とは、「いじめ行為が、いつ（いつ頃から）、誰から行われ、どのような態様であったか、いじめを生んだ背景事情や児童生徒の人間関係にどのような

問題があったか、学校・教職員がどのように対応したかなどの事実関係を、可能な限り網羅的に」説明することである。

- ③ 因果関係の特定を急ぐべきではなく、客観的な事実関係を速やかに調査する。
- ④ この調査は、民事・刑事上の責任追及等への対応を直接の目的とするものではなく、学校と教育委員会の対応を検証して、当該事態への対処や同種の事態の「再発防止」につなげることが目的である。
- ⑤ 郡山市いじめ問題調査委員会による調査が実施される場合、学校又は教育委員会は、積極的に資料を提供するとともに、調査結果を重んじ、主体的に再発防止に努める。

**【いじめを受けている児童生徒からの聴き取りが可能な場合】**

- いじめられた児童生徒から十分に聴き取るとともに、在籍児童生徒や教職員に対する聴き取り調査や質問紙調査を行う。この際、いじめられた児童生徒や情報提供した児童生徒が不利益にならないよう、情報管理等について十分に配慮する。

**【いじめを受けている児童生徒からの聴き取りが不可能な場合】**

- 児童生徒が入院や死亡など、いじめられた児童生徒からの聴き取りが不可能な場合は、当該児童生徒の保護者の要望・意見を十分に聴取し、迅速に当該保護者に今後の調査について協議し、調査に着手する。調査方法としては、在籍児童生徒や教職員に対する聴き取り調査や質問紙調査等を行う。

#### (4) いじめられた児童生徒が自殺した時の対応

自殺防止に資する観点から、自殺の背景調査を実施する。その際、亡くなった児童生徒の尊厳を保持しつつ、死に至った経過を検証し、再発防止策を講ずることを目指し、遺族の気持ちに十分配慮しながら調査を行う。

※「児童生徒の自殺が起きたときの背景調査の指針(改訂版)」(平成 26 年 7 月児童生徒の自殺予防に関する調査研究協力者会議)を参考とする。

- ① 遺族の要望・意見を十分に聴取する。
- ② 在校生及びその保護者に対しても、できる限りの配慮と説明を行う。
- ③ 遺族に対して主体的に在校生への調査の実施を提案する。その際、調査の目的、調査を行う組織の構成、概ねの期間、方法、入手資料の取扱い、遺族への説明の在り方、調査結果の公表に関する方針等について、できる限り遺族と合意しておく。
- ④ 資料や情報は、できる限り偏りのないよう、多く収集し、それらの信頼性の吟味を含めて、専門的知識及び経験を有する者の援助の下、客観的、総合的に分析評価を行う。
- ⑤ 情報発信、報道対応については、プライバシーへの配慮の上、正確で一貫した情報提供を行う。

#### (5) 関係児童生徒への対応

- ① いじめを受けた児童生徒に対しては、その状況にあわせた継続的な心のケアを行うとともに、学校生活支援や学習支援を行う。また、児童生徒又はその保護者が希望する場合には、就学校の指定の変更や区域外就学等の弾力的な対応を検討する。
- ② いじめた児童生徒に対しては、調査による事実関係の確認とともに、必要な指導を行い、いじめ行為を止める。また、いじめた児童生徒の改善が困難な場合には、当該児

童生徒に対し、別室登校、総合教育支援センターへの通級指導、出席停止等の措置を段階的に講じる。

## (6) 調査実施前の事前説明及び調査結果の提供、報告

- ① 対象児童生徒・保護者への説明における基本的な姿勢
  - ア 調査を始める前に対象児童生徒・保護者への事前説明を行い、調査についての認識のすり合わせや共通理解を図り、円滑に調査を進める。
- ② いじめを受けた児童生徒及びその保護者に対する情報を適切に提供する責任について
  - ア 教育委員会等又は学校は、いじめを受けた児童生徒やその保護者に対して、事実関係等その他の必要な情報を提供する責任を有することを踏まえ、調査により明らかになった事実関係について、いじめを受けた児童生徒やその保護者に対して説明する。さらに、教育委員会等又は学校は、適時・適切な方法で、経過報告を行うことが望ましい。
  - イ 情報提供に当たっては、関係する児童生徒のプライバシー保護に常に配慮するなど、関係者の個人情報の取り扱いに十分配慮する。
  - ウ 質問紙調査の実施により得られたアンケート調査については、いじめられた児童生徒又はその保護者に情報提供する場合があることを前提に、調査に先立ち、その旨を調査対象となる児童生徒やその保護者に説明する等の措置を講じる。
- ③ 調査結果の報告
  - ア 調査結果については、教育委員会が市長に報告する。
  - イ 必要に応じて教育委員会会議や総合教育会議に附議し、いじめ事案への対応に関する改善の方向性を検討することも考慮する。
  - ウ いじめを受けた児童生徒又はその保護者が希望する場合には、いじめを受けた児童生徒又はその保護者の所見をまとめた文書の提供を受け、調査結果の報告に添えて教育委員会が市長に送付する。

## 3 報告を受けた市長の再調査

- (1) 市長は、調査結果について、必要があると認めるときは、市長の附属機関である郡山市いじめ問題再調査委員会により再調査を行うことができる。
- (2) 再調査においても、当該児童生徒及びその保護者に対し、当該調査に係る必要な情報を提供するに当たっては、他の児童生徒のプライバシー保護に配慮する等適切な方法で提供する。
- (3) 市長は、再調査を行ったときは、その結果を議会に報告する。
- (4) 市長及び教育委員会は、再調査の結果を踏まえ、自らの権限及び責任において、当該調査に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のために必要な措置を講じる。

## 4 調査結果を踏まえた対応

学校及び教育委員会等は、調査結果に基づき、被害児童生徒に対しては安全と安心を取り戻すための継続的なケアを行う。加害児童生徒に対しても、保護者に協力を依頼し、自己の行為の意味を理解させた上で、成長支援につながる丁寧な指導を行う。

## 第5章 その他

- 市教育委員会は、市の基本方針の策定から3年の経過を目途として、推進法の執行状況や国の基本方針の変更、市の実態等を勘案して、基本方針の見直しを図り、必要があると認められるときは、その結果に基づいて必要な措置を講じる。また、緊急の場合は、その限りではない。
- 市教育委員会は、各学校における学校基本方針について、それぞれ策定状況を確認し、公表する。

平成26年	4月	策定
平成27年	1月	改定
平成28年	1月	改定
令和2年	11月	改定
令和5年	2月	改定
令和7年	7月	改定